

平成 28 年 9 月 20 日
農 林 水 産 省

仏領ポリネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う仏領ポリネシアの日本産食品の輸入規制について、今般、以下のとおり緩和されましたのでお知らせいたします。
2. 今回の規制緩和の主な内容は、以下のとおりとなっています（詳細は別添参照）。
 - （1）福島県産品の野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等については、検査証明対象から除外。
 - （2）青森県及び埼玉県は、検査証明対象から除外。
 - （3）6 県（岩手、宮城、茨城、栃木、群馬及び千葉）産のコメ、大豆等については、検査証明対象から除外。

なお、今回の改正内容は、本年 1 月に E U が行った改正の内容と同様です。

3. 本措置は、平成 28 年 9 月 20 日（火）の証明書発行分から適用されます。

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：花田、笠川
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475

(別添)

仏領ポリネシアの輸入規制の改正概要

1. 福島県産品

福島県産品については、これまで、基準値超過の実績の有無にかかわらず、一律に放射性物質検査証明書の添付が義務付けられてきたが、今次改正により、2013年及び2014年の2年間にわたり基準値超過が発生しなかった品目については 規制（放射性物質検査証明書添付）対象から除外 する。

これに基づき、今次改正においては、野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等が規制の対象から除外 される。引き続き規制対象となるのは、きのこ、特定の山菜類、大豆、コメ、柿、水産物（ホタテ、海藻及び活魚を除く）等。

2. 福島県産品以外

2014年1年間のデータに基づき、基準値超過が発生しなかった県及び品目については以下のとおり規制対象から除外する。

- ① 青森及び埼玉 を輸入規制対象地域から 除外。
- ② 岩手、宮城、栃木、茨城、群馬及び千葉のコメ、大豆、そば、ウワバミソウ（山菜類） を規制対象から 除外。
- ③ 秋田、山形、長野のワラビ（山菜類） を規制対象から 除外。
- ④ 秋田、山形、長野のゼンマイ（山菜類）及び静岡、山梨、新潟のコシアブラ（山菜類） は新たに規制対象に 追加。

（参考）改正前の規制内容

- 1. 福島県 について、酒類を除く 全品目に放射性物質検査証明書の添付を義務付け。
- 2. 下記の14県の特定品目に関する放射性物質検査証明書の添付を義務付け。
 - ① 岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉：きのこ類、水産物（ホタテ、海藻及び活魚を除く）、コメ、大豆、そば、一部の山菜類
 - ② 秋田、山形、長野：一部の山菜類、きのこ類
 - ③ 青森、山梨、新潟、静岡：きのこ類